

IFRSをめぐる動向 第98回 コモディティ・ローン取引の会計処理

PwC あらた有限責任監査法人 米国公認会計士 小柳 千佳子

(28頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。

今回は、2016年11月と2017年3月のIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）で議論されたコモディティ・ローン取引の会計処理について取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 背景

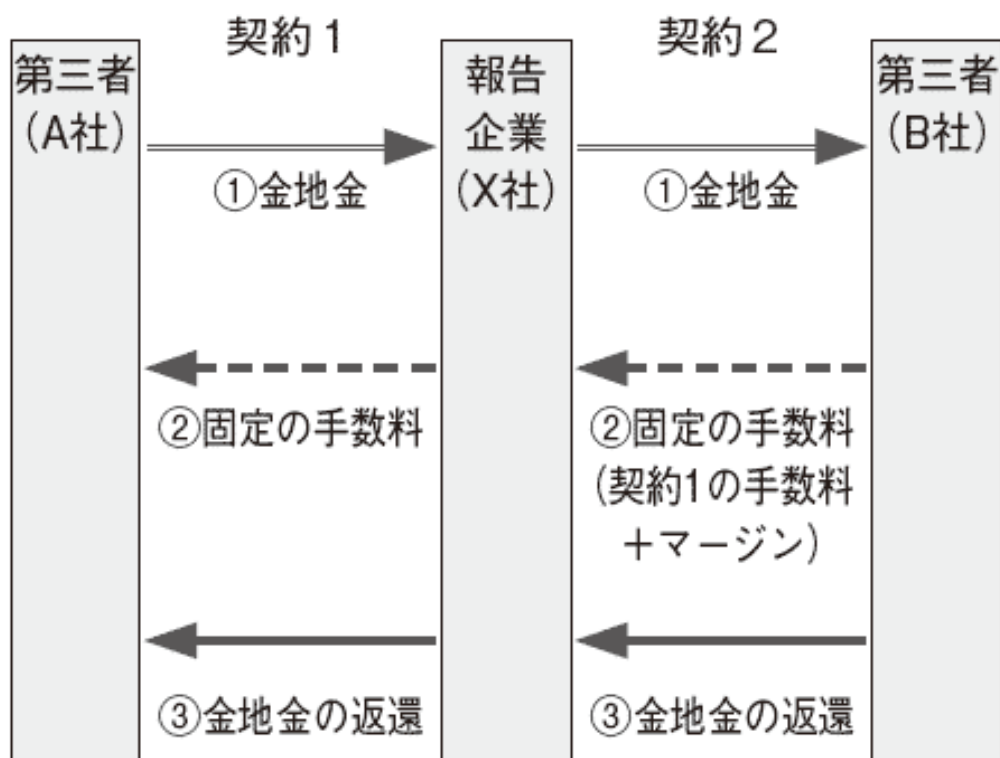
IFRS-ICは、特定のコモディティ・ローン取引の会計処理に関して、実務に多様な処理が存在するとして、会計処理の明確化を求める要望書を受け取りました。

(1) 取引の概要

コモディティ・ローン取引とは、貴金属等を第三者から借り受け、それを他の第三者に貸し付けてマージンを得る取引です。要望書により明確化が求められた具体的な取引の概要は以下のとおりです（図表1も参照）。

- ①報告企業（X社）は、金地金を第三者（A社）から一定期間にわたって固定の手数料で借り受ける（契約1）。
- ②X社は、借り受けた金地金を別の第三者（B社）に同じ条件でより高い手数料で貸し出す（契約2）。
- ③これらの契約は互いに考慮して締結されるが、それぞれ独立に交渉され締結されるものであり、紐づいてはいない。
- ④契約1ではX社が、契約2ではB社が、契約開始時に金地金の法的所有権を獲得し、契約の終了時に同質・同量の金地金を返還する義務を有する。
- ⑤手数料は契約期間にわたって支払われる（契約開始時に支払いは生じない）。

【図表1】 想定されている取引の概要



※2016年11月 IFRS-IC会議で使用されたスタッフペーパーに基づき一部加工して記載。

なお、単に企業の生産工程に使用するためにコモディティを購入する場合や、顧客へのコモディティの販売などは、上記のコモディティ・ローン取引とは関連せず、今回の検討対象とはされていません。

(2) 論点

前述の取引に関して、報告企業であるX社がその財務諸表上で以下の資産と負債を認識する必要があるかどうか論点とされました。

- a. 金地金（または金地金を受け取る権利）を表す資産
- b. 金地金を引き渡す義務を表す負債

要望書では主に以下の2つの見解による実務がみられるとされ、IFRS-ICにおいて議論されました（図表2）。

【図表 2】 要望書に示された 2 つの見解

見解	会計処理	考え方
見解 1	資産および負債を認識する	棚卸資産取引として IAS 第 2 号を適用
見解 2	資産および負債を認識しない	有価証券貸借取引として IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号を適用

(見解 1 の内容)

見解 1 のアプローチを採用する企業は、一般に、金地金を IAS 第 2 号「棚卸資産」の棚卸資産として会計処理しているとされています。この見解では、報告企業である X 社は、契約 1 で資産（金地金または金地金を受け取る権利）と負債（金地金を引き渡す義務を表す負債）を認識しつつ、契約 2 を金融取引として会計処理します。これは、次のような理由からです。

・ X 社が A 社から受け取る金地金（契約 1）は資産の定義を満たす

財務報告に関する概念フレームワーク（以下、「概念フレームワーク」という）では、資産は、①過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、②将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源と定義されている（概念フレームワーク第 4.4 項 (a)）。

・金地金の流動性は高く、容易に換金可能であり、X 社は、同質・同量の金地金を、返還日に市場から容易に入手可能であるため、借り受けた時に金地金に対する支配を獲得する（上記①を満たす）。

・X 社が金地金を借り受ける主な目的は、別の第三者である B 社に対してより高い手数料で貸し出すことで利益を得ることであり、将来の経済的便益は金地金の貸出期間にわたって X 社に流入する（上記②を満たす）。

・ X 社が A 社に金地金を返還する義務（契約 1）は負債の定義を満たす

概念フレームワークでは、負債は、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものと定義されている（概念フレームワーク第 4.4 項 (b)）。X 社には (i) 契約 1 により、金地金を返還する義務が生じており、(ii) その義務は、契約期間中の金地金の取扱い方法（保有、貸出または売却）にかかわらず存在する。すなわち、契約終了時に A 社に金地金を引き渡す義務は、負債の定義を満たす。

・ X社とB社間の取引（契約2）は棚卸資産の「販売」には該当しない

棚卸資産は、第三者に法的所有権が移転していても所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転していない場合（IAS第18号「収益」）または実質的に同じ資産を買い戻す義務を有している場合（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」）、販売ではなく、金融取引として処理される（IAS第18号設例5/IFRS第15号B64項、B66項）。

契約2の取引では、X社からB社に、法的所有権は移転していても、所有に伴う重要なリスクと経済価値が移転したとは考えられない（IAS第18号）。また、X社は実質的に同じ資産を買い戻す義務を有している（IFRS第15号）。このため、IAS第18号とIFRS第15号のどちらの基準に従っても、X社によるB社への金地金の譲渡は棚卸資産の販売の要件を満たさない。

（見解2の内容）

見解2では、X社は、金地金の授受に際して、資産や負債を認識せずに、契約期間にわたって、A社に支払う手数料を費用として処理し、B社から受け取る手数料を収益として処理するとされています。

このアプローチでは、契約1と契約2の取引をIFRS第9号「金融商品」に規定された有価証券貸借取引に類似するものとみなしています。IFRS第9号B3.2.16項(b)は、以下のように、ほぼ同一の資産の買戻契約と証券貸借取引では、譲渡人は所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているため、金融資産の認識の中止は行わないとしています。

(b) 買戻契約及び証券貸借——ほぼ同一の資産 同一又はほぼ同一の資産を一定価格又は販売価格に貸手の利回りを加えた価格で買い戻す契約で金融資産が売却された場合や、同一又はほぼ同一の資産を譲渡人に返還する契約で証券の貸借が行われた場合には、譲渡人が所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているため、認識の中止は行われない。

見解2の会計処理は、次のような理由からです。

・対象取引に具体的に当てはまる基準がないため、X社は、IFRS第9号の有価証券貸借取引に関わる要求事項を、類似の取引を扱う最も関連する規定と考えて類推適用する。金融商品の基準を類推適用するのは、X社の事業モデルが、流動性の高い金地金の取引とその他の金融資産の取引を類似の取引とみなしているからである。

・IFRS第9号を類推適用すると、金地金を貸し出すA社が、金地金の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているため、契約1では、X社は、資産も負債も認識せずに、A社に支払う手数料を契約期間にわたって費用として認識する。

・契約2では、X社には認識を中止すべき資産はないため、B社から受け取る手数料を契約期間にわたって受取手数料として認識する。

なお、スタッフペーパーでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従っても同様の結論になるとの分析が示されています。

(3) アウトリーチの結果

IASBのスタッフが行ったアウトリーチの結果、この論点は一部の地域（アジア、カナダおよび南アフリカ）において一般的であることがわかりました。これらの地域では、域内の主要銀行がこのような性質の取引（または類似する性質の取引）を行っています。しかし、適用すべきIFRSの基準が明確でないため、実務では多様な処理が行われているとの結果がIASBに寄せられました。なお、IASBスタッフからの要望に基づき、企業会計基準委員会（ASBJ）が行ったアウトリーチによれば、日本においては、商社やリース会社等の一部の業種でこうした取引がみられるものの、必ずしも一般的な取引ではないとのことです。

3. IFRS-ICでの議論

IFRS-ICは、このような特定のコモディティ・ローン取引の会計処理について、2016年11月、2017年3月の会議で検討しましたが、現行のIFRSの枠内で効率的に解決することは困難であるとし、この論点をアジェンダに追加しない（すなわち、今後IFRS-ICでは議論しない）ことを決定しました。この決定により、企業は、当該取引の会計処理に適用すべき会計方針を、IAS第8号の関連規定にしたがって判断することになると考えられます。以下、その決定に至るIFRS-ICにおける分析内容と結果を説明します。

(1) 適用される可能性のある基準の分析

2016年11月IFRS-ICの会議において、取引に適用される可能性のある基準に関する分析が示されました。以下、スタッフペーパーに記載された分析の内容を解説します。

【図表3】 適用される可能性のある基準と分析結果（分析対象の一部のみ掲載）

適用される可能性のある基準		分析結果	関連する見解
①	IAS第2号とIFRS第15号（IAS第18号）	適用されない	見解1
②	IFRS第9号（IAS第39号）	適用されない	見解2

図表3は、前述の見解1と見解2に関連した基準の分析結果をまとめたものです。

これは、次のような分析によるものです。

①IAS 第2号とIFRS 第15号（IAS 第18号）についての分析

IAS 第2号では棚卸資産は次のように定義されている（IAS 第2号第6項）。

- (a) 通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの
- (b) そのような販売を目的とする生産の過程にあるもの
- (c) 生産過程またはサービスの提供にあたって消費される原材料または貯蔵品

- ・ 契約1の取引における金地金が (b) と (c) に該当しないことは明らかである。
- ・ (a) の定義のうち、通常の事業の過程において保有されるものかどうかは、X社の事業モデルによって異なると考えられる。
- ・ (a) の販売目的保有の要件については、前述の見解1の3つめの理由に示したとおり、契約2の取引は販売には該当しない。したがって、契約1によりX社が保有する金地金は販売を目的としての保有という要件を明確に満たすとは言えないと考えられる。

②IFRS 第9号（IAS 第39号）についての分析

金地金を金融資産として会計処理するには、金地金がIAS 第32号「金融商品：表示」第11項に定められた金融資産の定義に該当する必要がある。

- ・ すなわち、金地金は、現金、あるいは現金または金融資産を受け取る権利でなければならないが、金地金はいずれにも該当しない。
- ・ また、IFRS 第9号第2.4項では、現金または他の金融商品での純額決済（または金融商品との交換により決済）できる非金融商品の売買契約については、一部の例外を除き、IFRS 第9号が適用されるとされている。しかし、想定されているコモディティ・ローン取引は非金融資産の「売買」には該当しないものと考えられるため、この条件にも該当しないものと考えられる。

なお、適用される可能性のあるその他の基準として、IFRS 第16号「リース」とIAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の分析も行われましたが、いずれもこの取引には適用されないとの結果が示されました。これは、資産が特定されているとは言えないこと等からリースには該当せず（IFRS 第16号）、また、発生する時期または金額が不確実な負債ではないことから引当金にも該当しない（IAS 第37号）と考えられるためです。

上記の分析から、前提となるコモディティ・ローン取引に適用すべき基準が明らかでないことが示されました。

③IAS 第8号の適用

こうしたコモディティ・ローン取引のように、適用すべき基準が明らかでない取引がある場合、企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づき、判断を用いて会計方針を策定するとされています（IAS 第 8 号第 10 項）。策定する会計方針は次のような情報をもたらすものでなければなりません。

- ・利用者の経済的意思決定ニーズに対して目的適合性がある情報
- ・信頼性のある（すなわち、財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である）情報

また、判断を用いる際、企業は、次の根拠資料を上から順に参照して適用可能性を検討する必要があります（IAS 第 8 号第 11 項）。

(a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の要求事項

(b) 概念フレームワークにおける資産、負債、収益および費用に関する定義、認識規
準および測定概念

スタッフペーパーでは、こうした取引を行う報告企業が IAS 第 8 号第 10 項と 11 項を適用して、判断を用いて会計方針を策定する場合、上述の (a) の、類似の事項や関連する事項をどのように判断するかにより、例えば、以下のような会計処理が考えられるとされています（図表 4）。

(2) IFRS-IC の検討結果

前述のとおり、IFRS-IC は、このような特定のコモディティ・ローン取引の会計処理の論点について、アジェンダに追加しないことを決定しています。

これは、実務で行われているコモディティに関連する取引は多種多様であり、今回の取引に対応した狭い範囲の修正を行うことによる便益よりも、他の想定していない取引に対して不適切に適用されるリスクのほうが大きい、と考えられたためです。

今回の決定により、こうしたコモディティ・ローン取引を行う報告企業は、IAS 第 8 号第 10 項および第 11 項にしたがって、適用すべき会計方針を判断することになると考えられます。

IFRS-IC は、報告企業がコモディティ・ローン取引に IAS 第 8 号第 10 項と第 11 項を適用して会計方針を策定する際には、財務諸表の理解に関連性があるものの、どこにも表示されていない情報の開示を要求している IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 112 項

(c) が当てはまるとしています。このため、報告企業は、財務諸表の利用者がコモディティ・ローン取引の会計処理とリスクを理解するために、追加的な情報の開示が必要かどうかを検討する必要があります。

なお、この論点に関するアウトリーチ活動において、IASBによるより広範なコモディティ取引を取り扱うプロジェクトの実施を望む声が聞かれました。このため、IFRS-ICの2017年3月の会議では、以下をIASBへの報告事項とすることとされました。

- ①この論点を将来IASBで議論すること
- ②コモディティ取引のプロジェクトと他のIASBのプロジェクトとの相対的優先度を評価すること

【図表4】類似および関連する事項の判断と会計処理

既存の基準が 取り扱う類似 および関連す る事項	報告企業（X社）の会計処理	資産および 負債の認識
有価証券貸借 取引 (IFRS第9号)	見解2を適用（金地金は貸手から借手に譲渡されていないとして会計処理する）	認識しない
収益取引/棚卸 資産の譲渡 (IFRS第15号 /IAS第2号)	見解1と同様のアプローチを適用（借手からの金地金の購入と棚卸資産の受領、貸手への金地金の売却と棚卸資産の譲渡として会計処理する）	認識する
該当なし	概念フレームワークの原則を用いて取引を分析する。	認識する